

平成 27 年

第 4 回市議会定例会 議案第 21 号

函館市青少年会館条例の一部改正について

函館市青少年会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 27 年 12 月 2 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市青少年会館条例の一部を改正する条例

函館市青少年会館条例（昭和 48 年函館市条例第 84 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

函館市亀田青少年会館	函館市亀田本町 19 番 21 号	を
函館市戸井青少年会館	函館市釜谷町 755 番地	

「

函館市亀田青少年会館	函館市亀田本町 19 番 21 号	に
------------	-------------------	---

」

改める。

第 9 条第 2 項中「別表第 1 に、函館市戸井青少年会館を使用する場合は別表第 2」を「別表」に改める。

第 14 条第 1 項ならびに第 2 項第 2 号および第 3 号中「函館市亀田青少年会館および函館市南茅部青少年会館」を「青少年会館」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 1 を別表とする。

附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

戸井青少年会館を廃止するため